

## 建築物の形態制限 【長岡エリア】用途地域あり

長岡地域	容積率/建蔽率	外壁後退 (法54条)	絶対高さ の限度 (法55条)	道路斜線制限 (法56条1項1号)		隣地斜線制限 (法56条1項2号)	北側斜線制限 (法56条1項3号)	高度地区 (法58条)	日影制限 法別表第4(に)(2)による			
				勾配	適用距離		※高度地区が優先		対象となる建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(5m/10m)	
第1種低層住居専用地域	80/50	1m	10m	1.25/1	20m	-	5m+1.25/1	第1種高度地区 北側斜線制限 5m+0.8/1	軒高>7m 又は 階数≧3(地階を 除く)	1.5m	4時間/2.5時間	
	100/50	-	10m									
第2種低層住居専用地域	80/50	1m	10m									
	100/50	-	10m									
第1種中高層住居専用地域	200/60	-	-			20m+1.25/1	-	10m+1.25/1	第2種高度地区 北側斜線制限 7.5m+0.8/1	高さ>10m	4m	5時間/3時間
第2種中高層住居専用地域	200/60	-	-									
第1種住居地域	200/60	-	-									
第2種住居地域	200/60	-	-			-	-	-	-	-	-	-
準住居地域	200/60	-	-									
近隣商業地域	200/80	-	-									
	300/80	-	-									
商業地域	400/80	-	-	1.5/1	25m	31m+2.5/1	-	-	-	-	-	
	600/80	-	-									
準工業地域	200/60	-	-	20m	-	-	-	高さ>10m	4m	5時間/3時間		
工業地域	200/60	-	-									
工業専用地域	200/60	-	-									